

第1 監査対象 財政援助団体等 刈谷土地改良区

第2 監査期間 平成31年2月4日～2月8日

第3 監査範囲

平成30年4月1日～12月31日までの経理状況  
(必要に応じ平成29年度の経理状況)

第4 監査方法

財政援助団体等から提出された資料について、出納その他の事務が適正に行われているかという点に留意して監査を実施した。

第5 監査結果

おおむね適正に処理されていると認められた。